

イタルダ インフォメーション

お子さんを自転車に 乗せる際はヘルメットを!

自転車の事故

交通事故での死傷者数は平成17年から減少傾向にあり、昨年は10年ぶりに100万人を下回りました。図1に交通手段別の死傷者数の推移を示します。自転車乗用中の死傷者数も減少しているとはいえ、他の交通手段に比較するとその減少率は多くありませんし、平成20年では全死傷者数の17%を占め、自動車乗車中に次いで死傷者数が多くなっています。

自転車は運転免許のいらない手軽な乗り物として、また環境に優しい乗り物として子供から高齢者まで幅広く利用され、その保有台数も増えています。図2に自転車の保有台数と死傷者数の推移を示します。これで見ると、自転車の保有台数は平成4年と比較すると約1.1倍ですが、死傷者数は約1.4倍と、台数の伸び以上に死傷者数が多いことがわかります。

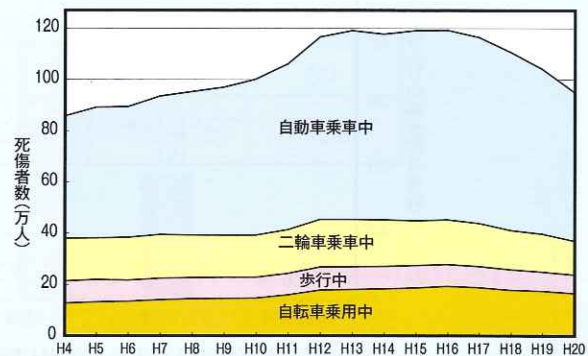


図1 交通手段別死傷者数の推移



図2 平成4年を1とした自転車保有台数と死傷者数の推移

※自転車保有台数は(社)自転車協会資料より引用

財団法人交通事故総合分析センターは、交通事故と「人間」「道路」「車両」について、科学的・総合的な調査・分析や研究をおこなって交通事故の防止と被害の軽減を図り、快適な道路交通環境の実現に寄与することを目的に設立されました。

つくば市には交通事故総合分析センターの「交通事故調査事務所」があります。つくば事務所では、実際の事故現場で事故の状況を調査していますが、この事故調査は交通事故の低減を目的とした調査・研究のためのもので、警察の捜査や保険会社の調査とは全く別のものです。



調査中の事故調査員

私たちは、つくば市を中心とした茨城県内の 交通事故調査を行っています。



自転車乗員の特徴

では、事故にあった自転車の運転者はどういう人が多いのでしょうか。図3に第1又は第2当事者として交通事故に関与した自転車運転者の人口1万人当たりの人数と免許保有率について年齢層別に示します。人口1万人当たりの事故関与者数は18歳までは年齢とともに高くなります。一方、免許保有率が70～90%ある19-64歳は

自転車での事故関与者数は極端に低くなります。65歳以上の高齢者では免許保有率、自転車の事故関与者ともに低くなっています。

自転車事故は運転免許を持たないが、行動範囲が広がる中・高校生の関与率が高いことがわかります。

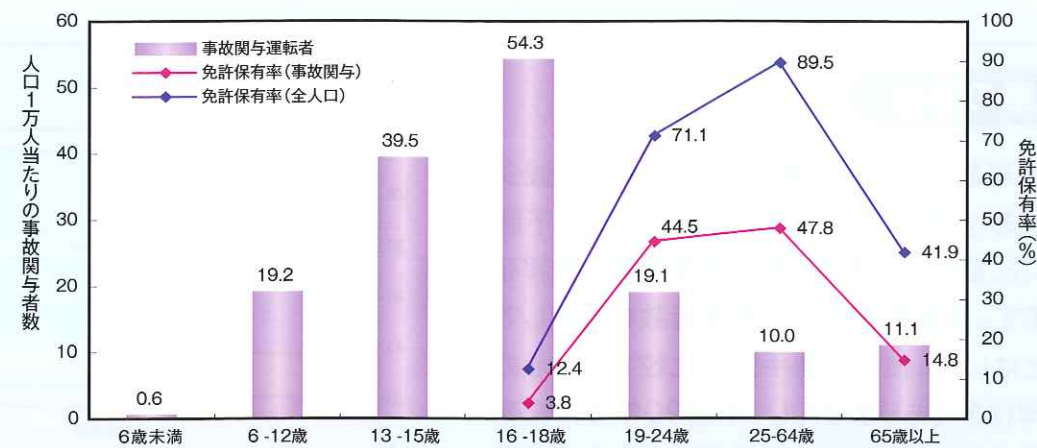


図3 年齢層別人口1万人当たりの事故関与自転車運転者数と運転免許保有率(平成20年)

道交法では原則として自転車の二人乗りは禁止されています。しかしながら、自転車乗用中の死傷者は運転者だけではありません。図4に年齢層別の自転車同乗中死傷者を人口1万人当たりの死傷者数と死傷者の構成率で示します。

平成20年の自転車同乗の死傷者は2,698人でそのうち約6割が6歳未満の幼児です。人口1万人当たりの死傷者数は図3の運転者とは逆に6歳未満の幼児が突出して高く幼児は自転車の同乗者として死傷していることがわかります。

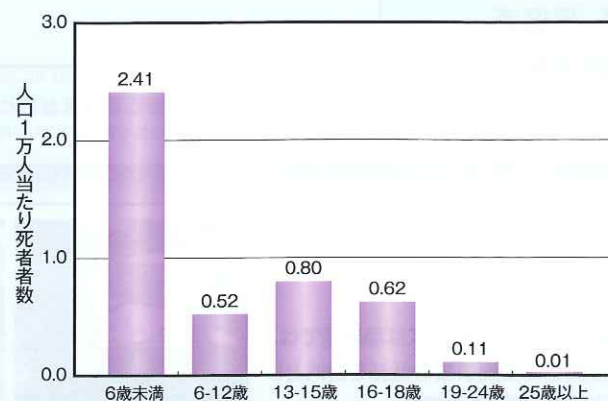


図4 年齢層別人口1万人当たりの自転車同乗中死傷者数及び構成率(平成20年)

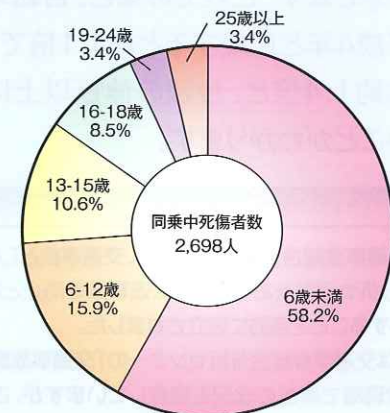


表1に12歳以下の自転車乗員のヘルメット着用率を示します。ヘルメット着用率は6歳～12歳運転中が16.4%、幼児用座席に同乗している6歳未満幼児で15.0%と低く、ヘルメットの着用についてはまだまだ定着していないのが現実です。自転車は自動車に比べ身体を保護するも

のがなく、同乗している子供は事故時に、投げ出されたり、自転車ごと転倒して直接路面に衝突したりして死傷する可能性が高いと考えられます。ヘルメットの着用で頭部を保護し、被害を小さくすることができます。

表1 12歳以下自転車乗用中死傷者の乗車位置別ヘルメット着用率(平成20年)

	6歳未満			6歳～12歳	
	運転中	幼児用座席	その他	運転中	同乗中
全死傷者数(人)	408	1,376	195	15,524	428
ヘルメット着用者(人)	24	206	16	2,541	30
ヘルメット着用率	5.9%	15.0%	8.2%	16.4%	7.0%

平成20年には道交法が改正され、自転車の乗り方についても歩道通行の要件等が明確化され、児童・幼児にはヘルメットを着用させるように保護者への努力義務が整備されました。

次に法改正時に話題となった三人乗りについて、第1又は第2当事者となった二人乗り、三人乗り自転車について6歳未満の幼児同乗者の死傷者数の推移を図5に示します。

二人乗り、三人乗りともに死傷者数は減少傾向にありますが、昨年は法改正があったにもかかわらず三人乗りでの死傷者はほとんど減っていません。

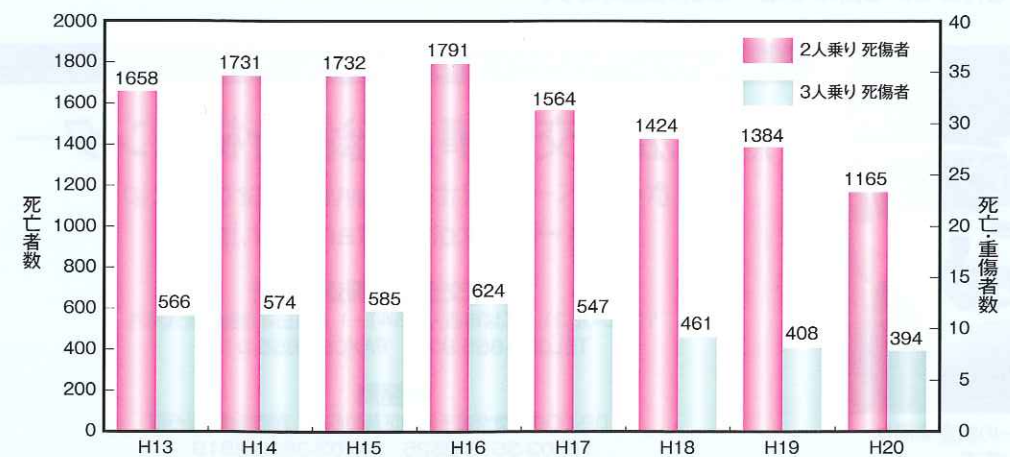


図5 自転車同乗中の6歳未満幼児死傷者数の推移

交通事故調査へのご協力をお願いいたします。

ま と め

◎6歳未満の幼児を同乗させることは法律違反にはなりませんが、自転車同乗中に死傷する幼児が少なくないことも事実です。

三人乗りが部分的に認められましたが、二人乗り、三人乗りが危険であることに変わりはなく極力避けるべきです。

やむを得ず幼児を同乗させる場合には頭部保護のため、必ずヘルメットを着用させましょう。

◎道交法には“児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)が運転する場合、その保護者は乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません”(法第63条の10)とあります。

同乗させる場合だけでなく、一人で自転車に乗せる時にもヘルメットをかぶるよう、保護者がきちんと指導監督しましょう。

◎財団法人交通事故総合分析センター

財団法人交通事故総合分析センターは、平成4年(1992年)に警察庁、運輸省(当時)、建設省(当時)からの設立許可を受け設立された道路交通法に基づき国家公安委員会の指定をうけた交通事故の防止と被害の軽減のための調査・分析を行っている日本で唯一の研究機関です。



交通事故総合分析センターの調査車両は緊急自動車に指定されています

お問合せ先

財団法人交通事故総合分析センター

ホームページ <http://www.itarda.or.jp>

Eメール koho@itarda.or.jp

つくば交通事故調査事務所

〒305-0831 つくば市西大橋641-1 (財)日本自動車研究所内
TEL029-855-9021 FAX029-855-9131

事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-6 麹町東急ビル5階
TEL03-3515-2525 FAX03-3515-2519